

2023年6月1日

臨床工学技士 各位

公益社団法人 日本臨床工学技士会
理事長 本間 崇

医療関係法規の遵守について（再周知）

今般、兵庫県の医療機関において、数年間に渡り、消化器などの検査の際に医師の指示により臨床工学技士がX線装置を操作し放射線を照射していたという報道がありました。

臨床工学技士による放射線照射については、2017年9月21日付で当会より注意喚起を行っていたところですが (<https://x.gd/RQMQG>)、このような報道がなされたことは、誠に遺憾であります。

近年、医療機関における臨床工学技士の業務が広がっており放射線管理区域において業務を行う機会が増加しておりますが、放射線の照射については「人体に危害を及ぼす可能性のある行為」であり、医師、歯科医師または診療放射線技師の独占業務とされています。

また、当会の倫理綱領の倫理規定では、「臨床工学技士は、常に他の医療職との緊密な連携を図り、より円滑で効果的、且つ全人的な医療に努め信頼を維持する。」と定めています。今一度、下記を確認の上、厳に違法行為を行うことがないように、改めてお知らせします。

記

1. 各種法令等の遵守

医療専門職として、各種法令等の遵法を徹底し、これらに違反しないこと。

2. 倫理綱領の遵守

臨床工学技士の倫理性を支える基本理念である「公益社団法人日本臨床工学技士会倫理綱領」を厳正に保持すること。

<https://www.ja-ces.or.jp/01jacet/gaiyou/pdf/ethics.pdf>

以上